佐賀県告示第百七十五号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例(昭和二十七年佐賀県条例第五十二号)

第八条第二項の規定により、平成二十四年度木材業者及び製材業者を次のとお

り変更した。

平成二十四年六月十九日

佐賀県知事 古 川 康

木材業者					
登録 番号	登 録 年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐木佐 第14号	平成24年 6月12日	変更前	佐賀市川副町大字鹿江998番地	川副製材所	代表者 大本 雅通
		変更後	佐賀市北川副町大字光法1606番地 3	II	"

製材業者					
登録 番号	登 録 年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐製佐 第6号	平成24年 6月12日	変更前	佐賀市川副町大字鹿江998番地	川副製材所	代表者 大本 雅通
		変更後	佐賀市北川副町大字光法1606番地3	II	II